



議案第六十三号

昭和五十九年度畑作物共済（大豆）無事戻し金の支払について

次のとおり昭和五十九年度畑作物共済（大豆）無事戻し金の支払いについて、三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）第八十八条の四十第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年六月十四日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年六月十五日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

- 一 支払対象年度 昭和五十六年度から昭和五十八年度まで
- 二 支払対象者数 五人
- 三 支払金額 一、二五九円
- 四 支払の時期 鳥取県農業共済組合連合会が交付した日から五日以内